

## 最近公布した条例のあらまし

公布日 平成29年1月20日

厚木市個人情報保護条例等の一部を改正する条例	文書法制課
<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している部分を改めるための関係条例の改正を行うこととした。</p> <p>(1) 厚木市個人情報保護条例(第1条関係)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例(第2条関係)</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p>	

公布日 平成29年3月21日

厚木市久保子どもの未来応援基金条例	こども育成課
<p>1 子どもの明るい未来の実現を応援する事業に必要な経費に充てるため、市民からの寄附を基に、厚木市久保子どもの未来応援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)</p> <p>2 1に規定する基金の設置目的に賛同して寄せられた寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てることとした。(第2条関係)</p> <p>3 基金の管理について、次のとおり定めることとした。(第3条関係)</p> <p>(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。</p> <p>(2) 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。</p> <p>4 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第4条関係)</p> <p>5 基金は、第1条に規定する事業に必要な経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとした。(第5条関係)</p> <p>6 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定めることとした。(第6条関係)</p> <p>7 この条例は、公布の日から施行することとした。</p>	
地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	職員課
<p>1 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の介護休暇取得方法を改めるほか、所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(第1条関係)</p> <p>(2) 厚木市職員の育児休業等に関する条例(第2条関係)</p> <p>2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	

厚木市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会総務課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 厚木市部設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を定める必要があるため、所要の措置を講ずることとした。（別表関係）</li> <li>2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。</li> <li>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</li> </ol>	
厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	行政経営課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に規定する条例で定める個人番号の利用の範囲を変更するため、所要の措置を講ずることとした。（別表関係）</li> <li>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</li> </ol>	
厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	行政経営課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 附属機関のうち、厚木市心身障害児就学指導委員会の名称及び設置目的を改めるため、所要の措置を講ずることとした。（別表関係）</li> <li>2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。</li> </ol>	
厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動に係る公費負担の限度額を改めるため、所要の措置を講ずることとした。（第4条関係、第8条関係及び第11条関係）</li> <li>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</li> <li>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</li> </ol>	
厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市の財政状況等を踏まえ、職員給与の減額措置を継続するため、所要の措置を講ずることとした。（附則第15項関係）</li> <li>2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。</li> </ol>	
厚木市市税条例の一部を改正する条例	市民税課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方税法の一部改正に伴い、環境性能に応じて軽自動車税を軽減する特例措置を1年間延長するため、所要の措置を講ずることとした。（附則関係）</li> <li>2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。</li> <li>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</li> </ol>	
厚木市手数料条例の一部を改正する条例	財政課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能確保計画に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査手数料を定めるほか、所要の措置を講ずることとした。（第2条関係及び第3条関係）</li> <li>2 この条例は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行することとした。</li> </ol>	
厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の所得割額に係る規定を改めるほか、所要の措置を講ずることとした。（第13条関係及び第19条関係）</li> <li>2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。</li> <li>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</li> </ol>	

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料軽減の基準となる所得金額を引き上げるため、所要の措置を講ずることとした。(第19条関係)	
2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。	
3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。	